

令和2年3月26日

職員による不祥事件の発生について

北海道中小企業団体中央会

この度、当会におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

公共的な役割を担う団体として信用、信頼を失墜させ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことは極めて遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

深く反省いたしますとともに、今後このような問題を生じさせることがないよう、内部管理体制の強化に努めてまいります。

記

1 事件の概要

支部事務所に勤務していた元職員(男性、34歳)が事務局を任されていた任意団体の資金を管理する預金口座から、私的に使う目的で不正に預金を引き出す(その後、戻し入れ)行為を繰り返していました。

預金の引き出しは、平成29年11月から令和2年3月までの約2年4か月間に10回(戻し入れ9回)にわたり、最大で59万2,001円を主にクレジットカードの代金に充てていたものです。

発覚(令和2年3月2日)の時点では、預金に50,001円の残高不足がありましたが、翌日に当人が弁済をしたため、現時点での実損金はありません。

2 被害を受けた団体への対応

役員の方々に事実関係を説明したうえで、信頼を裏切り、ご迷惑をかけたことを深くお詫びいたしました。

3 関係機関への報告等

当会を指導監督する行政機関に報告をするとともに、所轄の警察署にも相談をしております。

4 当事者の処分

元職員については、当会の就業規則の規定に基づいて懲戒解雇いたしました。また、管理監督の立場にあった役職員についても、降格や減給などの懲戒に処しました。